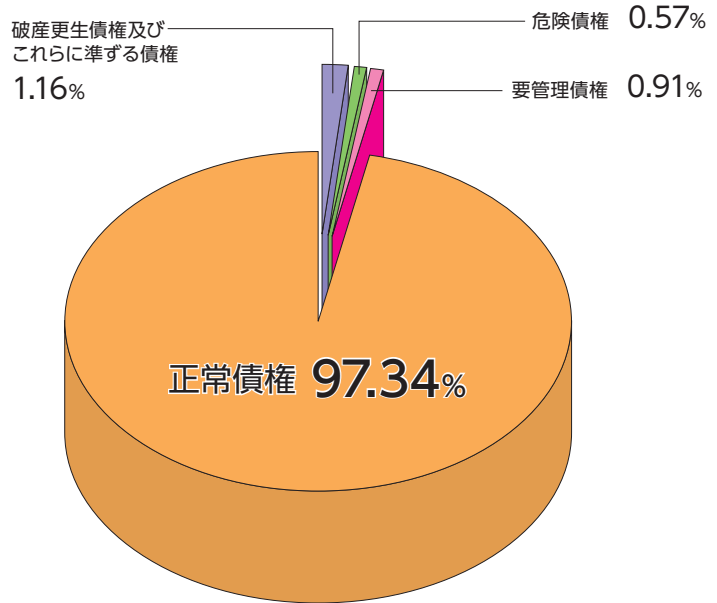


不良債権の状況

適正な資産の自己査定に基づく償却・引当等を実施して、
資産の健全化を進めております。

不良債権比率 **2.65%**
保 全 率 **85.31%**
引 当 率 **68.13%**

『金融機能の再生のための緊急措置に関する法律』(金融再生法)に基づく開示債権の状況について、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」「要管理債権」の不良債権額は8,278百万円で、不良債権比率は2.65%となりました。

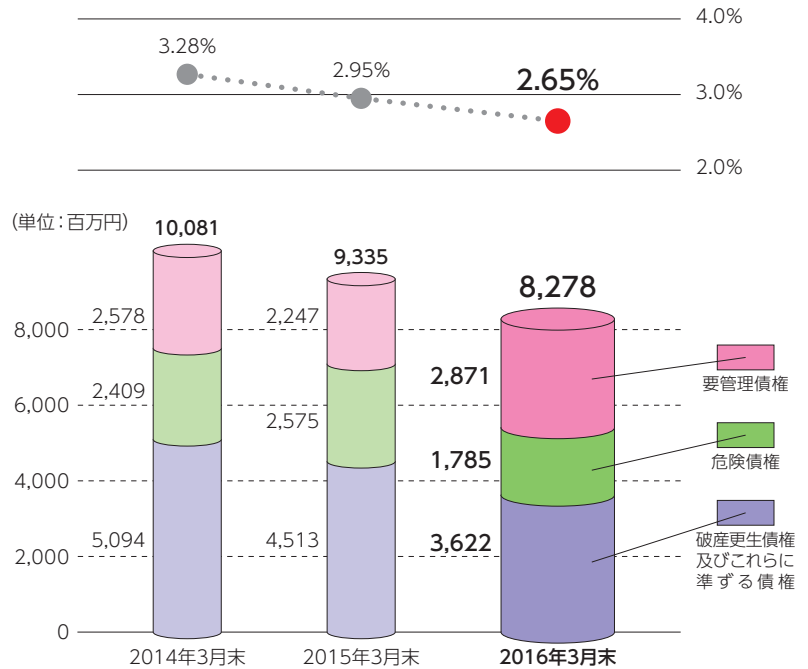


不良債権額及び不良債権比率(金融再生法基準)

この開示債権は、全てが回収不能な不良債権という訳ではなく、このうち担保・保証等で4,463百万円、貸倒引当金で2,599百万円の合計7,062百万円が保全されており、未保全となっている実質の不良債権が総与信に占める割合は0.38%の低率となっております。

また、会員勘定は40,209百万円で資産の健全性維持に対する備えは十分にできております。

今後とも、お取引先の経営改善・再生支援に努めるとともに、不良債権処理を進め資産内容の一層の健全化を図って参ります。



金融再生法開示債権の推移

	(単位:百万円)		
	2014年3月末	2015年3月末	2016年3月末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	5,094	4,513	3,622
危険債権	2,409	2,575	1,785
要管理債権	2,578	2,247	2,871
不良債権額	10,081	9,335	8,278
正常債権	296,958	306,916	303,801
合計	307,040	316,252	312,079
不良債権比率	3.28%	2.95%	2.65%

※当金庫は部分直接償却を採用しておりません。
※百万円未満は切り捨て、小数点第3位を切り捨てて表示しております。